福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現を求める意見書

多くの福祉保育職場では、労働基準法上の休憩や休暇、時間外労働について法令順守がされていない。労働基準法は、すべての職場で必ず実現しなくてはならない最低限の労働条件を定めた法律である。しかしながら福祉保育職場では、休憩対応の職員配置ができる補助はなく、人手不足の状況で、休憩もまともにとれません。また、書類作成の時間も保障されておらず、時間外労働や持ち帰りがサービス残業として常態化しています。利用者の処遇や安全を守るために、現場ではこのような働き方をせざるを得ない実態があります。2007年8月28日に厚生労働省から示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」では、労働環境の改善のため「週40時間労働制の導入と完全週休2日制の普及など、労働時間の短縮の推進に努めること」と書かれています。また、「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置のあり方に関わる基準等について検討を行うこと」を国の責任で行うよう示されています。法令順守ができない根本的な要因には配置基準の低さがあり、国による制度の改善が必要です。

賃金についても、いまだに全産業平均との10万円の格差が解消されていません。特に初任給の低さから、専門職として誇りを持って働き始めても、「学生時代にアルバイトしていた時の賃金と変わらない」ことや、「この賃金では結婚ができない」と将来不安から離職する職員は後を絶たない。最低賃金が毎年引き上げられ、非正規雇用の時給水準はその最低賃金に張り付く形で上がっているが、対応する原資の保障はなく、また、正規雇用の月給は最低賃金の引き上げ分のベースアップがなされていない。根本的に賃金の引き上げが行える公定価格・報酬単価が必要である。

配置基準を見直し大幅な人員増を行うことや、将来も働き続けられる見通しが持てる 大幅な賃金の引き上げが出来なければ、福祉保育職場での人材定着・確保は困難で、憲 法25条にある人権保障もできない。職員・利用者そして家族も、ともに人権侵害をさ れている状況である。

よって政府においては、下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1. 福祉保育職場の配置基準を抜本的に引き上げ、大幅な人員増ができるようにすること。
- 2. すべての福祉保育労働者の賃金を引き上げ、全産業平均との月約10万円の格差をなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

内閣総理大臣 安倍晋三殿厚生労働大臣 加藤勝信殿